

令和4年第3回総会

山武市農業委員会会議録

令和4年3月4日 開会

令和4年3月4日 閉会

令和4年第3回山武市農業委員会総会議事録

日 時 令和4年3月4日（金）午後3時30分
場 所 山武市役所 第6会議室
招 集 者 山武市農業委員会 会長 雲 地 康 夫
議 事 議案
（1）農地法第3条の規定による許可申請について
（2）農地法第5条の規定による許可申請に関する意見について
（3）令和3年度第12次農用地利用集積計画（案）の決定について
（4）農業経営改善計画認定申請に関する意見について
（5）青年等就農計画認定申請に関する意見について

出席委員（16名）

欠席委員（1名）

出席農地利用最適化推進委員（19名）

欠席農地利用最適化推進委員（1名）

出席事務局職員（4名）

◎開 会

事務局長 それでは、ただいまから令和4年第3回農業委員会総会を開会いたします。

開会に当たりまして、会長から御挨拶いただきます。

雲地会長、よろしく願いいたします。

会長 あいさつ

事務局長 ありがとうございます。

それでは、本日の総会の日程を説明させていただきます。

日程第1 会期の決定について

日程第2 議事録署名人の指名について

日程第3 報告 農地法第18条第6項の規定による通知について

◎議案説明

日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第5 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に関する意見について

日程第6 議案第3号 令和3年度第12次農用地利用集積計画（案）の決定について

日程第7 議案第4号 農業経営改善計画認定申請に関する意見について

日程第8 議案第5号 青年等就農計画認定申請に関する意見について

令和4年3月4日 山武市農業委員会 会長 雲 地 康 夫

事務局長 日程につきましては以上でございます。

早速、会議に入っていただきますが、会議の議長は、山武市農業委員会会議規則の規定により、会長が議長となるとされており、以後の会議の進行は雲地会長にお願いいたします。

議長 それでは、これより令和4年第3回山武市農業委員会総会の会議を始めます。

ただいまの出席委員は16名です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議は成立いたしました。欠席委員は、議席番号13番藤田雅之委員です。

日程第1、会期の決定の件並びに日程第2、議事録署名人の指名の件について、議長において決することとしてよろしいか、お諮りします。

(異議なし)

議長

異議なしとの声がありました。御異議ないものと認め、会期については本日1日限りとし、議事録署名人については、議席番号9番小川委員、議席番号10番高野委員の両委員を指名します。

◎報告

議長

日程第3、報告、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局からの報告を求めます。

事務局

総会資料4ページ及び5ページを御覧ください。

今回の農地法第18条第6項の規定による通知の報告は3件になります。その内、基盤強化法利用権設定の解約が2件、機構法の解約が1件です。いずれも貸付人と借受人の合意による解約になります。詳細については資料を御覧ください。

以上です。

議長

事務局からの報告が終わりました。

◎議案第1号

議長

引き続き、議案の審議に入ります。

日程第4、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

この議題に関しては、一部、一括審議としてよろしいかお諮りいたします。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありましたので、この案件に関しては、一部、一括審議とします。
事務局から申請概要の説明を求めます。

事務局 議案第1号について、説明する。
(別紙議案のとおり)

議長 事務局からの概要説明が終わりました。
引き続き、申請番号ごとに地区担当推進委員からの説明及び当該地域の農業委員から補足説明等を求めます。
議案第1号、申請番号1について、地区担当推進委員の布施委員から説明を求めます。

布施推進委員 地区担当推進委員の布施です。
議案第1号の番号1について説明させていただきます。
この申請は、売買による所有権移転です。譲受人は、規模拡大においてニンニクを栽培する計画だそうです。譲渡人は、譲受人といとこ同士で、規模縮小ということで何ら問題がないと思いますので、どうぞよろしくお願ひします。

議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。
引き続き、当該地域の農業委員、議席番号2番、小山委員から補足説明等を求めます。

小山委員 議席番号2番、小山です。
ただいま布施推進委員が申しあげましたとおり、何ら問題はございません。
権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。
よろしくお願ひいたします。

議長 地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

議案第1号、申請番号1について、許可することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、許可することに決定します。

議案第1号、申請番号2について、隣接地区推進委員の川村委員から説明を求めます。

川村推進委員 地区担当推進委員の川村です。

番号2について説明いたします。

譲渡人は、水稻を専門で耕作していきまして、人手が少なく、現在、畑の管理ができづらいということでもあります。そのために、譲受人の自宅に隣接した申請地を売りたいということがございます。

問題もないところでございますので、よろしく願いいたします。

議長 隣接地区推進委員からの説明が終わりました。

引き続き、当該地域の農業委員、議席番号14番、今関委員から補足説明等を求めます。

今関委員 議席番号14番、今関です。

推進委員の川村さんの説明のとおりでございます。地元としては何ら問題がないと思います。

権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

議長 隣接地区推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたし

ます。

議案第1号、申請番号2について、許可することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については、許可することに決定します。

議案第1号、申請番号3、申請番号4については、関連する案件ですので、一括して地区担当推進委員の小川委員から説明を求めます。

小川推進委員

地区担当推進委員の小川です。

議案第1号番号3号の説明をさせていただきます。

これは売買によるものです。譲渡人は、自宅が県外のため管理できないと。譲受人は、経営規模拡大のためとのことです。

引き続き番号第4号の説明をさせていただきます。

これもやはり所有権移転の売買によるものです。譲渡人は、耕作ができないため。また、譲受人は規模拡大のため。何ら問題はないと思いますので、よろしくをお願いいたします。

議長

地区担当推進委員からの説明が終わりました。

引き続き、申請番号3、申請番号4について、一括して当該地域の農業委員、議席番号9番、小川委員から補足説明等を求めます。

小川委員

議席番号9番の小川でございます。

ただいまの推進委員からの御説明のとおりでございます。何ら問題ありません。

権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

よろしくをお願いいたします。

議長

地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

議案第1号、申請番号3、申請番号4について、許可することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については、許可することに決定します。

議案第1号、申請番号5について、地区担当推進委員の小川委員から説明を求めます。

小川推進委員

地区担当推進委員の小川です。

議案第1号第5号について、これは所有権移転、贈与になります。譲受人は、規模拡大のため。また、譲渡人は、農業を自ら行っておらず、農業規模を縮小したいとのこと。

身内同士になりますので、何ら問題ないと思いますので、よろしくをお願いいたします。

議長

地区担当推進委員からの説明が終わりました。

引き続き、当該地域の農業委員、議席番号9番、小川委員から補足説明等を求めます。

小川委員

議席番号9番の小川でございます。

ただいま推進委員から説明がございましたとおりでございまして、何ら問題ございません。

権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

よろしく申し上げます。

議長

地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

議案第1号、申請番号5について、許可することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、許可することに決定します。

◎議案第2号

議長 日程第5、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に関する意見についてを議題とします。

議案第2号、申請番号1について、事務局から申請概要の説明を求めます。

事務局 議案第2号番号1について、説明する。
(別紙議案のとおり)

議長 事務局の概要説明が終わりました。
地区担当推進委員の川村委員から説明を求めます。

川村推進委員 地区担当推進委員の川村です。
農地法第5条の番号1について説明いたします。
現在、譲受人はアパートに住んでおられて、家族が増えたため、この土地を購入して家を建てたいということであり
ます。
周りが住宅地に挟まれた土地でございますので、何も問題ないところでございますので、よろしく願いいたします。

議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。
続きまして、現地調査員の川島委員からの報告を求めます。

川島委員 議席番号5番、川島です。よろしく願いします。
詳細については、ただいま川村推進委員のとおりでございます。

本件は、第1種農地への専用住宅の建築ということで、原則としては不許可の案件であります。しかしながら、集落に接続して設置される場合は許可し得るという例外規定に該当しますので、許可相当と思われれます。

よろしく申し上げます。

議長

事務局からの概要説明、地区担当推進委員の説明及び現地調査員からの報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

議案第2号、申請番号1について、許可相当として意見を付すことに御異議ない方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については、許可相当として意見を付すことに決定します。

次に、議案第2号、申請番号2について、事務局から申請概要の説明を求めます。

事務局

議案第2号番号2について、説明する。

(別紙議案のとおり)

議長

事務局の概要説明が終わりました。

地区担当推進委員の椎名委員からの説明を求めます。

椎名推進委員

地区担当推進委員の椎名です。

番号2について御説明いたします。

譲渡人からみて譲受人は、孫に当たる関係で、他市在住でしたが地元に戻ってくることになりまして、家を建てたいということで実家の道路の反対側にある申請地を転用して建てたいということです。

周りにつきましては、隣に田んぼがありますが、譲渡人の所有地なので特に問題はないと思います。

よろしく申し上げます。

議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。
続きまして、現地調査員の齊藤委員からの報告を求めます。

齊藤委員 議席番号6番の齊藤です。
先ほど現地を見てまいりまして、椎名推進委員の説明したとおりでございます。本件は、第1種農地への専用住宅の建築であり、原則として不許可になる案件です。しかしながら、住宅が周辺の集落に接続して設置されている場合は許可し得るという例外規定に該当しますので、許可相当と思われまます。
よろしくお願ひいたします。

議長 事務局からの概要説明、地区担当推進委員の説明及び現地調査員からの報告が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。
議案第2号、申請番号2について、許可相当として意見を付すことに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、許可相当として意見を付すことに決定します。
次に、議案第2号、申請番号3について、事務局から申請概要の説明を求めます。

事務局 議案第2号番号3について、説明する。
(別紙議案のとおり)

議長 事務局の概要説明が終わりました。
隣接地区推進委員の川村委員からの説明を求めます。

川村推進委員 隣接地区推進委員の川村です。

それでは、3番について御説明いたします。

譲受人につきましては、ただいまリモートワークで仕事をやっております、趣味がサーフィンということで、海の近くに住みたいということです。

この土地につきましては、県道に隣接しており、一画だけ土地改良整備がされていない土地でして、集落にも接続している場所で問題はないと思いますので、よろしく願いいたします。

議長

隣接地区推進委員からの説明が終わりました。

続きまして、現地調査員の齊藤委員からの報告を求めます。

齊藤委員

議席番号6番の齊藤です。

この案件も、先ほど現地を確認してまいりまして、場所については川村推進委員の説明のとおりです。本件は、第1種農地への専用住宅及び車庫の建築であり、原則として不許可になる案件です。しかし、住宅が周辺の集落に接続して設置されている場合は許可し得るという例外規定に該当しますので、許可相当と思われまます。

よろしく願いいたします。

議長

事務局からの概要説明、隣接地区推進委員の説明及び現地調査員からの報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

議案第2号、申請番号3について、許可相当として意見を付すことに御異議ない方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については、許可相当として意見を付すことに決定します。

次に、議案第2号、申請番号4について、事務局から申請概要の説明を求めます。

- 事務局** 議案第2号番号4について、説明する。
(別紙議案のとおり)
- 議長** 事務局の概要説明が終わりました。
地区担当推進委員の中山委員からの説明を求めます。
- 中山推進委員** 当該地区担当推進委員の中山です。
申請番号4について御説明します。
譲渡人におきましては、相続によって取得した土地でございまして、現在、近くに住んでいる方がどなたもいらっしゃらないということで、管理がしっかりと行き届いているような状況ではございません。譲受人におきましては、近くで現在中古車部品の販売をしてまして、借地なものですから契約期限がありまして、現在借りている土地は返却し、改めてこの土地で車の販売も含めて事業の拡大をしていきたいということのようでございます。
場所は、国道126号線と浅間神社の間の場所でございます。宅地とその隣にこの農地があるという状況で、宅地に建つ家屋は今、空き家になっております。地元としては耕作されていない土地を有効的に利用、活用していただいて、荒れた状態が解消すればいいなと感じております。
どうかよろしく願いいたします。
- 議長** 地区担当推進委員からの説明が終わりました。
続きまして、現地調査員の川島委員からの報告を求めます。
- 川島委員** 議席番号5番、川島です。
詳細については、ただいま推進委員の中山さんから説明がありましたとおりでございます。
国道に接続していて、皆さんも浅間様に行ったことがあると思います。草が荒れ放題では周辺住民も困りますし改善できれば良いですし、宅地と合わせると結構広い中古車販売場になると思います。
本件は、第3種農地への自動車中古部品販売場及び中古車販売場の建設であり代替性の検討、信用、周辺農地への影響

等について、特に問題はないと思われます。したがって、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当であります。

以上です。

議長 事務局からの概要説明、地区担当推進委員の説明及び現地調査員からの報告が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

議案第2号、申請番号4について、許可相当として意見を付すことに御異議ない方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、許可相当として意見を付すことに決定します。

◎議案第3号

議長 日程第6、議案第3号、令和3年度第12次農用地利用集積計画(案)の決定についてを議題とします。

この議案に関しては、一部、一括審議としてよろしいか、お諮りいたします。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありましたので、この議案に関しては、一部、一括審議とします。

事務局からの議案の説明を求めます。

事務局 議案第3号について、説明する。

(別紙議案のとおり)

議長 事務局からの議案の説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

利用権設定等個人別明細番号1から15を一括して採決します。

本件について、原案のとおり承認することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については、原案のとおり承認することに決定します。

次に、利用権設定等個人別明細の番号16を採決しますが、この案件は議席番号17番鈴木委員に関連のある案件です。

農業委員会等に関する法律第31条の規定により、鈴木委員の退室を求めます。

(鈴木委員退室)

議長

それでは、利用権設定等個人別明細の番号16について、採決します。

本件について、原案のとおり承認することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については、原案のとおり承認することに決定します。

鈴木委員の入室を許します。

(鈴木委員入室)

議長

次に、利用権設定等個人別明細の番号17を採決しますが、この案件は議席番号15番鈴木委員に関連のある案件です。

農業委員会等に関する法律第31条の規定により、鈴木委員の退室を求めます。

(鈴木委員退室)

議長

それでは、利用権設定等個人別明細の番号17について、採

決します。

本件について、原案のとおり承認することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、原案のとおり承認することに決定します。

鈴木委員の入室を許します。

(鈴木委員入室)

◎議案第4号

議長 日程第7、議案第4号、農業経営改善計画認定申請に関する意見についてを議題とします。

事務局からの議案説明を求めます。

事務局 議案第4号について、説明する。
(別紙議案のとおり)

議長 事務局からの議案の説明が終わりました。
引き続き、番号ごとに地区担当推進委員からの説明を求めます。

最初に、議案第4号、番号1について、地区担当推進委員の高橋委員からの説明を求めます。

高橋推進委員 地区担当推進委員の高橋です。
議案第4号、1番について説明いたします。
更新であります。主要作物は周年ニラ、妻と子の3人で周年ニラの栽培を行っております。資材費が高騰している中、古いハウスを修繕等で再利用し、コストの削減を図っております。
ひとつよろしく申し上げます。

議長 次に、議案第4号、番号2、番号3について、隣接地区推進委員の川村委員からの説明を求めます。

川村推進委員

隣接地区推進委員の川村です。

それでは、番号2を説明いたします。

更新でございます。露地野菜でネギとソラマメを作っております。妻と2人で複合経営を行っております。ネギの所得向上を図るため、夏ネギを導入するということでございます。排水対策を徹底し、収穫量と品質を向上し、安定した経営を目指すそうでございます。

番号3について説明いたします。

更新でございます。妻と2人で水稲と露地野菜の複合経営を行っております。ネギの面積を拡大し、所得向上を図るということでございます。機械の導入を図り、労力の軽減を図りたいということで、安定した経営を目指したいということでございます。

よろしく願いいたします。

議長

次に、議案第4号、番号4について、地区担当推進委員の山下幸一委員からの説明を求めます。

山下推進委員

地区担当推進委員の山下です。

番号4の説明をさせていただきます。

更新です。露地野菜で、人参、大根、トウモロコシを作付けしております。

これ以外に自然農法にも取り組んでおりまして、大変研究熱心な農家ですので、よろしく願いします。

議長

地区担当推進委員からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

議案第4号、番号1から番号4について、採決します。本件について、原案のとおり認定すべきものと意見を付すことに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、原案のとおり認定すべきものと意見を付すことに決定します。

◎議案第5号

議長 日程第8、議案第5号、青年等就農計画認定申請に関する意見についてを議題とします。

事務局から議案の説明を求めます。

事務局 議案第5号について、説明する。
(別紙議案のとおり)

議長 事務局からの議案の説明が終わりました。
引き続き、議案第5号、番号1について、地区担当推進委員の高橋委員からの説明を求めます。

高橋推進委員 地区担当推進委員の高橋です。
彼は30歳で、今年から就農しました。令和2年3月、4月に、山武郡市農業協同組合主催の農業塾でネギ栽培の初心向けの講習を受講しております。
令和3年3月からネギ農家で、ネギの播種、収穫技術等の実習研修を受けております。彼は今、一生懸命ネギの出荷をしています。
ひとつよろしくお願いします。

議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

議案第5号、番号1について、原案のとおり認定すべきものと意見を付すことに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、原案のとおり認定すべき
ものと意見を付すことに決定します。

◎その他

議長 以上で、本日予定した議案の審議は全て終了しました。
その他の件について、皆様から何か御意見等ございますか。

◎閉 会

議長 なければ、以上で本日の総会を閉会といたします。
お疲れさまでございました。